

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第31号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(証紙の収納報告) 第17条 略	(証紙の収納報告) 第17条 出先機関の長は、毎月の証紙の収納の状況を証紙収納報告書（第16号様式）により翌月7日までに、当該使用料若しくは手数料又は狩猟税の歳入予算を計上している課等の長に報告しなければならない。 <u>2 課等の長は、証紙収納簿及び前項の規定による報告に基づいて毎月の証紙の収納状況を証紙収納報告書（第17号様式）により翌月の10日までに会計管理者に報告しなければならない。</u>
(書類の整理及び保存) 第18条 課等の長及び出先機関の長は、証紙を貼り付けた書類について処置が完了したときは、 <u>当該書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、当該書類に月ごと、かつ、種目別ごとの通し番号を記入し、表紙（第18号様式）を付し、袋とじにして保存しなければならない</u> 。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。	(書類の整理及び保存) 第18条 課等の長及び出先機関の長は、証紙をはり付けた書類について処置が完了したときは、 <u>その書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、通し番号を記入し、表紙（第18号様式）を付し、袋とじにして保存しなければならない</u> 。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。
別表（第2条関係） 1 略 2 略	別表（第2条関係） 1 略 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(11) 略 (12) 香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の硬さ分布試験、塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合

の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料

(13)～(22) 略
3～7 略

凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料

(13)～(22) 略
3～7 略

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第17条の規定は、平成29年度分の証紙の収納状況の報告から適用し、平成28年度分までの証紙の収納状況の報告については、なお従前の例による。